

保証債務見返債権等を含んだ総与信の内、不良債権の内訳

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	2023 年度	1,849	1,849	1,211	638	100%	100%
	2024 年度	1,384	1,384	744	639	100%	100%
	2023 年度	5,512	5,164	4,270	894	94%	72%
	2024 年度	6,462	6,075	5,081	994	94%	72%
危 険 債 権	2023 年度	373	201	160	41	54%	19%
	2024 年度	246	120	101	18	49%	12%
	2023 年度	—	—	—	—	—	—
	2024 年度	—	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	2023 年度	373	201	160	41	54%	19%
	2024 年度	246	120	101	18	49%	12%
	2023 年度	7,735	7,216	5,642	1,574	93%	75%
	2024 年度	8,093	7,580	5,927	1,652	94%	76%
小 計 (A)	2023 年度	7,735	7,216	5,642	1,574	93%	75%
	2024 年度	8,093	7,580	5,927	1,652	94%	76%
正 常 債 権 (B)	2023 年度	142,760					
	2024 年度	140,325					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2023 年度	150,495					
	2024 年度	148,418					

※保全率、引当率は小数点第 1 位を四捨五入しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券の種類別残高及び平均残高

(単位：百万円)

区 分		2023 年度		2024 年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	債	53,434	62,116	48,169	59,703
	債	14,399	12,184	17,969	18,516
地 方 債	債	—	—	—	—
	債	118,722	123,309	119,582	127,027
社 債	債	15	15	15	15
	債	34,027	35,223	35,130	36,472
外 国 証 券	証 券	—	—	62	24
	証 券	—	—	—	—
合 計		220,600	232,849	220,930	241,760

有価証券の時価と帳簿価格の差益額

時価情報

有価証券

売買目的有価証券…該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2023 年度			2024 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	1,500	1,489	△ 10
	小 計	—	—	—	1,500	1,489	△ 10
合 計		—	—	—	1,500	1,489	△ 10

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位：百万円)

		2023 年度			2024 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	34,398	34,057	340	8,329	8,301	28
	地 方 債	11,287	11,107	180	4,937	4,911	26
	社 債	5,135	5,106	28	185	184	0
	そ の 他	17,975	17,843	132	3,207	3,205	1
	小 計	9,632	9,099	533	3,935	3,745	189
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	44,031	43,156	874	12,265	12,047	218
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	152,158	162,549	△ 10,391	177,392	197,038	△ 19,646
	社 債	42,147	47,023	△ 4,876	43,232	51,860	△ 8,627
	そ の 他	9,264	10,134	△ 869	17,784	19,814	△ 2,030
	小 計	100,747	105,391	△ 4,644	116,375	125,363	△ 8,988
合 計		24,394	26,369	△ 1,974	29,757	32,381	△ 2,623
		176,553	188,919	△ 12,365	207,149	229,419	△ 22,270
		220,584	232,076	△ 11,491	219,415	241,467	△ 22,051

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

有価証券関係

保有している国債などの残存期間別の残高

有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円 %)

区 分		1 年以下	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	計	構成比
国 債	2023 年度	6,609	3,825	430	218	1,910	40,438	—	53,434	24.22
	2024 年度	3,129	611	1,006	1,502	5,033	36,886	—	48,169	21.80
地 方 債	2023 年度	—	—	—	612	6,999	6,787	—	14,399	6.53
	2024 年度	—	—	296	755	11,090	5,828	—	17,969	8.13
短 期 社 債	2023 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2024 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2023 年度	3,503	10,846	30,949	23,211	19,494	30,718	—	118,722	53.82
	2024 年度	4,548	24,193	31,013	15,881	16,130	27,815	—	119,582	54.13
株 式 債 券	2023 年度	—	—	—	—	—	—	15	15	0.01
	2024 年度	—	—	—	—	—	—	15	15	0.01
外 国 証 券	2023 年度	302	816	—	1,083	5,527	6,926	19,370	34,027	15.43
	2024 年度	299	505	1,755	1,467	6,668	5,238	19,196	35,130	15.90
そ の 他 証 券	2023 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2024 年度	—	—	—	—	—	—	62	62	0.03
合 計	2023 年度	10,415	15,488	31,379	25,126	33,932	84,870	19,385	220,600	100.00
	2024 年度	7,977	25,310	34,071	19,607	38,922	75,767	19,274	220,930	100.00

➤ そ の 他

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2023 年度	2024 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式（店頭売買株式を除く）	15	15
投資事業有限責任組合出資金	—	—
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	3,293	3,293
合 計	3,308	3,308

各種金銭信託の
時価と帳簿価格
の差損益

■金銭の信託

運用目的の金銭の信託…該当ありません。

■デリバティブ取引

信用金庫法施行規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引は該当ありません。

■商品有価証券残高及び平均残高

該当ありません。

協同組織（会員
組織）体として
の、〈なかしん〉
の会員数

■会員数

(単位：人)

	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末
個 人	28,113	27,827
法 人	3,850	3,922
合 計	31,963	31,749

■出資金額

(単位：百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
出 資 金	1,157	1,158
普通出資金	1,157	1,158

国際業務に関する各種指標

国際業務は行っておらず、該当ありません。

※海外送金、外国為替予約、貿易金融等の国際業務サービスについては、信金中央金庫を通じて行っておりますので、ご利用の際は
営業店におたずねください。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2024 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は 144 百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は 10 名、監事は 1 名です（期中に退職した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」109 百万円、「賞与」14 百万円、「退職慰労金」21 百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度

に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号）第 2 条第 1 項第 3 号及び第 6 号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2024 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 期中に退任・退職した者はおりません。

2. 「同等額」は、2024 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2024 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

➤ 自己資本の充実の状況等について

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2023 年度	2024 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	58,683	59,871
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,157	1,158
うち、利益剰余金の額	57,574	58,760
うち、外部流出予定額（△）	46	46
うち、上記以外に該当するものの額	△ 2	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	353	365
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	353	365
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	59,036	60,237
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	215	179
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	215	179
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	215	179
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	58,820	60,057
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	204,232	192,696
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,741	8,706
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	213,973	201,402
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	27.48%	29.81%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体：中兵庫信用金庫

資本調達手段の種類：普通出資

コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,158 百万円

普通出資に対する配当率：年 4.00%

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

自己資本の充実度に関する事項

◇国内基準（4%）の所要自己資本額 (単位：百万円)

	2023 年度		2024 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計	204,232	8,169	192,696	7,707
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	192,340	7,693	180,974	7,238
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	1,031	41	1,050	42
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,277	1,771	42,125	1,685
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			721	28
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	57,862	2,314	60,552	2,422
中小企業等向け及び個人向け	42,125	1,685		
中堅中小企業等向け及び個人向け			23,722	948
トランザクター向け			357	14
抵当権付住宅ローン	2,090	83		
不動産取得等事業向け	15,428	617		
不動産関連向け			24,226	969
自己居住用不動産等向け			7,380	295
賃貸用不動産向け			12,091	483
事業用不動産関連向け			4,745	189
その他不動産関連向け			9	0
ADC 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
三月以上延滞等	307	12		
延滞等向け			2,498	99
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			277	11
取立未済手形	38	1	23	0
信用保証協会等による保証付	2,181	87	2,180	87
出資等	21	0		
出資等のエクスポージャー	21	0		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			21	0
上記以外	26,974	1,078	24,294	971
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	13,003	520	13,761	550
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,293	131	3,293	131
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,514	100	2,447	97
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	8,163	326	4,791	191
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—		
短期 STC 要件適用分			—	—
不良債権証券化適用分			—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—

(単位：百万円)

	2023 年度		2024 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	11,892	475	11,721	468
ルック・スルー方式	11,892	475	11,721	468
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,741	389	8,706	348
BI			—	
BIC			—	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額（イ＋ロ）	213,973	8,558	201,402	8,056

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
9. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、2024年度末の自己資本総額は600億円となり、リスク・アセット等に対する所要自己資本額80億円を大きく上回っております。また、自己資本比率も国内基準である最低所要自己資本比率4%を大きく上回る29.81%となり、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<業種別・残存期間別> (単位：百万円)

業種区分 期間区分 エクスポージャー区分	2023 年度						2024 年度					
	信用リスクエクスポージャー期末残高						信用リスクエクスポージャー期末残高					
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券		デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券		デリバティブ取引	延滞エクスポージャー	
		国内	国外					国内	国外			
製 造 業	60,429	12,148	48,280	—	—	68	64,630	11,462	51,363	1,804	—	1,129
農 業、林 業	890	890	—	—	—	24	880	880	—	—	—	87
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	242	42	200	—	—	—	236	36	200	—	—	—
建 設 業	24,350	21,548	2,802	—	—	370	24,264	21,461	2,802	—	—	1,554
電気・ガス・熱供給・水道業	16,142	137	16,004	—	—	—	16,340	133	16,206	—	—	—
情 報 通 信 業	2,033	128	1,895	—	—	—	2,404	298	2,096	—	—	14
運輸業、郵便業	28,850	5,709	22,839	300	—	16	30,489	5,861	24,324	302	—	472
卸売業、小売業	22,700	16,386	6,312	—	—	244	21,385	15,876	5,507	—	—	1,720
金融業、保険業	251,217	581	13,959	7,435	—	—	237,949	544	14,657	7,734	—	4
不動産業	33,231	25,199	8,005	—	—	60	34,631	26,510	8,093	—	—	411
物品賃貸業	2,901	98	2,802	—	—	—	3,284	79	3,204	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	519	215	302	—	—	—	514	211	301	—	—	18
宿 泊 業	320	320	—	—	—	—	306	306	—	—	—	80
飲 食 業	5,009	5,009	—	—	—	33	4,476	4,476	—	—	—	600
生活関連サービス業、娯楽業	1,885	1,885	—	—	—	20	1,767	1,767	—	—	—	186
教育、学習支援業	206	206	—	—	—	—	179	179	—	—	—	24
医 療、福 祉	8,759	8,754	—	—	—	0	9,013	9,007	—	—	—	771
その他のサービス	11,850	11,850	—	—	—	11	12,364	12,364	—	—	—	671
国・地方公共団体等	81,285	1,098	73,461	6,720	—	—	84,592	1,019	76,855	6,716	—	—
個 人	38,694	38,694	—	—	—	57	36,286	36,286	—	—	—	652
そ の 他	10,855	110	—	—	—	—	11,455	163	—	—	—	—
業 種 別 合 計	602,376	151,017	196,865	14,456	—	908	597,452	148,928	205,613	16,558	—	8,402
1 年 以 下	137,938	18,884	10,294	335	—		127,723	18,818	7,935	340	—	
1 年 超 3 年 以 下	93,465	10,070	14,591	804	—		93,691	9,173	25,215	502	—	
3 年 超 5 年 以 下	56,034	18,256	31,578	200	—		62,670	19,409	33,461	1,798	—	
5 年 超 7 年 以 下	55,585	30,144	24,540	900	—		48,382	27,808	19,070	1,502	—	
7 年 超 10 年 以 下	78,083	24,076	28,822	5,184	—		87,297	24,071	34,142	6,582	—	
1 0 年 超	153,925	48,354	87,037	7,032	—		150,583	48,464	85,787	5,830	—	
期 間 の 定 め の な い も の	27,344	1,229	—	—	—		27,101	1,177	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	602,376	151,017	196,865	14,456	—		597,448	148,923	205,613	16,558	—	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
「33 ページに掲載しております。」

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位：百万円)

	2023 年度						2024 年度					
	個別貸倒引当金						個別貸倒引当金					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償 却	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償 却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
製 造 業	192	198	23	168	198	—	198	341	0	198	341	—
農 業、林 業	16	14	—	16	14	—	14	16	0	14	16	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	154	182	12	142	182	—	182	202	5	176	202	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	10	—
運輸業、郵便業	95	79	4	91	79	—	79	69	—	79	69	—
卸売業、小売業	531	456	50	481	456	—	456	352	0	456	352	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	112	69	0	112	69	—	69	85	0	69	85	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	—	2	2	—	2	3	—	2	3	—
宿 泊 業	35	30	—	35	30	—	30	25	—	30	25	—
飲 食 業	167	69	—	167	69	—	69	84	—	69	84	—
生活関連サービス業、娯楽業	14	12	—	14	12	—	12	10	—	12	10	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—
医 療、福 祉	193	197	—	193	197	—	197	255	—	197	255	—
その他のサービス	124	137	0	123	137	—	137	85	0	137	85	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	67	79	4	63	79	—	79	83	—	79	83	—
合 計	1,709	1,531	96	1,612	1,531	—	1,531	1,629	6	1,525	1,629	—

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024 年度					
現金	5,547		5,547			0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	74,854	520	74,854	520		0%
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	21,051	1,000	21,051	100		0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	283		283		56	20%
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け	5,162	0	5,162	0	487	9%
我が国の政府関係機関向け	7,609		7,609		505	6%
地方三公社向け	8		8		1	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	207,733		207,733		42,125	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,504		2,504		721	28%
カバード・ボンド向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	130,353	2,512	128,487	960	60,552	46%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	42,778	33,259	37,910	2,139	23,722	59%
トランザクター向け		26,168		1,116	357	32%
不動産関連向け	45,307	796	44,847	796	24,226	53%
自己居住用不動産等向け	25,115	156	24,878	156	7,380	29%
賃貸用不動産向け	15,397	484	15,286	484	12,091	76%
事業用不動産関連向け	4,778	155	4,667	155	4,745	98%
その他不動産関連向け	15		15		9	60%
A D C 向け						
劣後債権及びその他資本性証券等						
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,073	214	1,978	24	2,498	124%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	520		520		277	53%
取立未済手形	116		116		23	20%
信用保証協会等による保証付	34,903	13	34,903	1	2,180	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等	21		21		21	100%
合計					156,680	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024 年度															
現金	5,547															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	75,374															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	21,151															
外国の中央政府等以外の公共部門向け				283												
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け		5,162														
我が国の政府関係機関向け		7,609														
地方三公社向け				8												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				202,549		4,882							301			
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				901		1,301							301			
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）				34,691									74,905			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け												1,116				
トラザクター向け												1,116				
不動産関連向け				2,394	903	3,879	21	1,273	13	1,501		2,463	1,440		909	
自己居住用不動産等向け				2,394	903	2,206	21		13	1,501			1,440			
賃貸用不動産向け						1,672		1,273				2,463			894	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け															15	
A D C 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）													207			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
取立未済手形				116												
信用保証協会等による保証付		34,904														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合計	102,073	47,676		240,043	903	8,762	21	1,273	13	1,501		3,579	76,855		909	

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024 年度																
現金																5,547	
我が国の中央政府及び中央銀行向け																75,374	
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																21,151	
外国の中央政府等以外の公共部門向け																283	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																5,162	
我が国の政府関係機関向け																7,609	
地方三公社向け																8	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																207,733	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																2,504	
カバード・ボンド向け																	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		2,996		12,770			4,084									129,448	
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		34,233					4,700									40,050	
トラザクター向け																1,116	
不動産関連向け	17,589	1,610			751			7,776	2,966			147				45,644	
自己居住用不動産等向け	16,531	21														25,035	
賃貸用不動産向け		1,588						7,776				101				15,770	
事業用不動産関連向け	1,058				751				2,966			45				4,822	
その他不動産関連向け																15	
A D C 向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							303					1,491				2,003	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							520									520	
取立未済手形																116	
信用保証協会等による保証付																34,904	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等							21									21	
合計	17,589	38,839		12,770	751		9,631	7,776	2,966			1,639				575,579	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については記載しておりません。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023 年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0 %	－	104,353
10%	300	48,111
20%	249,545	201
35%	－	6,100
50%	104,165	420
75%	－	40,928
100%	3,195	38,716
150%	－	130
250%	5,201	1,005
1250%	－	－
そ の 他	－	－
合 計	602,376	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

2024 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	426,968	10,058	17%	428,448
40% ～ 70%	84,962	20,593	11%	85,491
75%	35,598	4,832	25%	31,890
80%	－	－	－	－
85%	12,687	1,245	64%	12,147
90% ～ 100%	6,037	1,148	22%	5,334
105% ～ 130%	10,494	297	100%	10,739
150%	1,575	141	10%	1,527
250%	－	－	－	－
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	578,325	38,317	17%	575,579

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については記載しておりません。
2. 「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク管理の方針および手続きの概要

- (1) 信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。貸出金に係る信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として業種別、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。有価証券等の投資については、「余資運用管理規程」に基づき投資対象を一定の信用力を有するものに限定するとともに、一投資先についての限度枠を設けるなどしてリスク分散を図りながら、信用リスクの適正な管理を行っております。以上、一連の信用リスク管理の状況をリスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、常務会等に報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金は正常先、要注意先、要管理先について債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、個別引当金は破綻懸念先、実質破綻先、破綻先ごとに必要額を個別に算出しております。なお、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。
- (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
○株式会社格付投資情報センター ○株式会社日本格付研究所
○ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク ○S & P グローバル・レーティング

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	4,470	5,715	28,915	29,615	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金、有価証券等があり、手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証、地方公共団体保証、政府関係機関保証、一般社団法人しんきん保証基金等があります。一般社団法人しんきん保証基金の保証に関する信用度の評価については適格格付機関が付与している格付により判定しています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

2024 年 3 月末及び 2025 年 3 月末現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

有価証券関連取引については、「余資運用管理規程」及び関連基準に定めている枠内での取引に限定することにより市場リスク及び信用リスクの適切な管理に努めております。また万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、その影響は限定的であります。

なお、当金庫では、お客様との派生商品取引は行っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2023 年度		2024 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	－	－	60	62
非 上 場 株 式 等	3,314	3,314	3,314	3,314
合 計	3,314	3,314	3,375	3,377

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、上場株式、上場株式関連投資信託を計上しております。
3. 非上場株式等には、非上場株式、投資事業有限責任組合出資金、その他出資金を計上しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023 年度	2024 年度
売 却 益	－	－
売 却 損	－	－
償 却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023 年度	2024 年度
評 価 損 益	－	－

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023 年度	2024 年度
評 価 損 益	－	－

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、信金中央金庫や投資事業有限責任組合等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、VaR によるリスク計測によって把握するなど適切なリスク管理に努めております。株式関連商品への投資は、あらかじめ定めた運用限度枠、リスクリミットを遵守して行っております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用管理規程」や余裕資金運用にかかる「基本方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、投資事業有限責任組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価を実施するとともに、適宜運用レポート等により運用状況を把握してリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「決算経理要領」や日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫におけるオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクなど「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により生じる損失にかかるリスク」と定義しております。リスク管理の基本方針を踏まえて、オペレーショナル・リスク管理規程及び、それぞれのリスクごとの管理規程により管理体制や管理方法を定め、リスクを認識・評価するとともに、その顕現化の未然防止と発生時の影響度の極小化に努めております。

リスクの計測に関しましては、2023 年度計数は基礎的手法、2024 年度計数は標準的計測手法を採用し、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、2023 年度計数においては基礎的手法、2024 年度計数は標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023 年度	2024 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	21,048	21,108
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行	14,939	16,962	0	0
2	下方平行	0	0	0	0
3	スティープ化	12,551	14,232		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,939	16,962	0	0
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	60,057		58,820	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要」に記載しております。

内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

◎銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成 26 年金融庁告示第 8 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を適用して銀行勘定の金利リスクを算出しております。

◎要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50％相当額、以上 3 つのうち最小の額を上限として算出しております。

当金庫では、普通預金等の額の 50％相当額を上限として平均 2.5 年の期間に振り分けリスク量を計測しております。

◎銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。

〔2024 年度末の金利リスク量〕
銀行勘定の金利リスク（14,939 百万円）＝運用勘定の金利リスク量（20,500 百万円）
＋調達勘定の金利リスク量（△ 5,560 百万円）

◎当金庫では、上記金利リスクを四半期毎に計測しております。

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測をおこない、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、A L M 管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、A L M 委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。